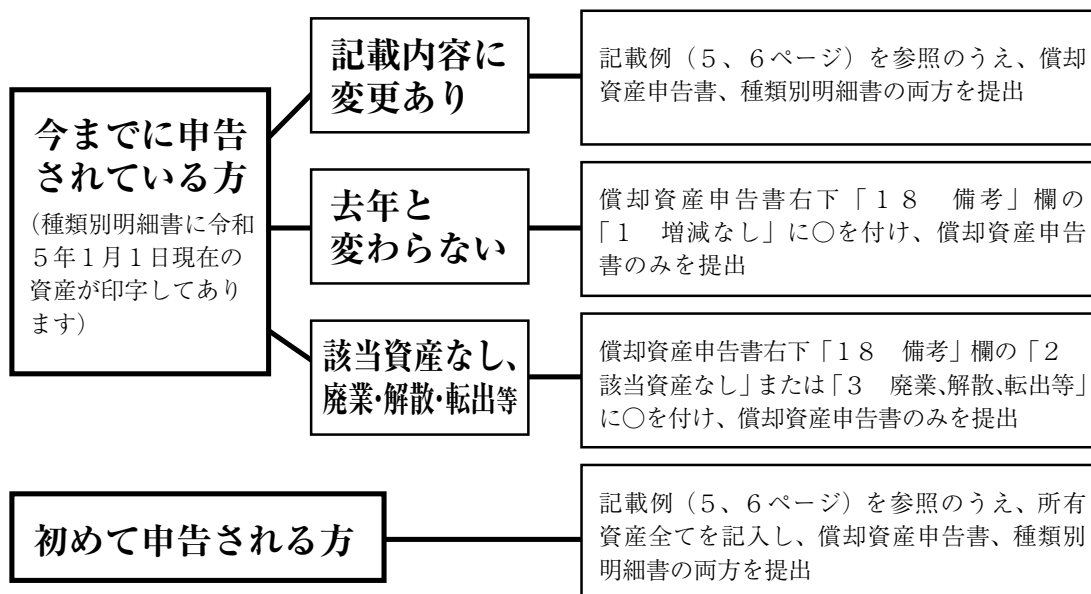


(2024年度)

# 令和6年度償却資産申告の手引

刈谷市役所税務課

市税の申告および納付につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和6年度の償却資産の申告時期がまいりましたのでご案内いたします。



- **eLTAXによる電子申告**にご協力ください。詳しくはeLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/> または「エルタックス」で検索)をご覧ください。
- 令和4年度申告分より複写用紙ではなくなったため、控えが必要な場合はコピーをご用意ください。
- 郵送可です。なお、郵送によって申告される方で、控用に受付印が必要な場合は、**切手を貼った返信用封筒**を同封してください。同封のない場合は、返信できませんのでご了承ください。
- 平成28年度の申告からマイナンバーの記載が必要です。(詳しくは5ページの記載例をご覧ください。)

刈谷市役所ホームページから申告書、明細書の様式をダウンロードできます。

くらしの情報 > 税金 > 固定資産税 > 償却資産の税金 > 償却資産関係書類

申告書の提出期限 **令和6年1月31日(水)**

期限間近になりますと窓口が混雑しますので  
1月19日(金)までの提出にご協力ください。

申告書の提出先  
(お問い合わせ先)

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所 税務課 家屋係 償却資産担当

☎(0566) 62-1008 (受付時間 8:30~17:15)

※土・日曜日、祝日を除く

早めの申告を  
お願いしますカリ~



## 1.償却資産のあらまし

会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具設備などの資産が償却資産です。地方税法383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在所有している償却資産を申告しなければならないとされています。

具体的には土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、減価償却費が所得税法または法人税法による計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

## 2.申告しなければならない資産

**耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産及び取得価額が10万円未満の資産であっても固定資産（減価償却資産）に計上している資産**

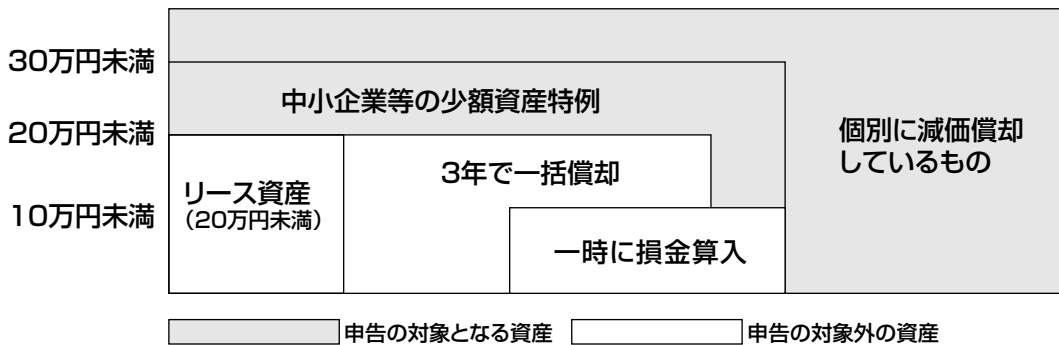
以下の資産も申告が必要です。

- (1)償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (2)建設仮勘定で経理されている資産
- (3)未稼働資産（完成後まだ稼働していない資産）
- (4)貸付資産（詳細は参考2の通り）
- (5)割賦買入資産（割賦金の完済していない資産）
- (6)遊休資産（事業の用に供することができる資産）
- (7)改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体と区分して扱います。）

### 〈参考1 償却方法と取得価額による申告対象一覧〉

固定資産税（償却資産）において申告対象とならない、いわゆる「少額資産」については

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満のうち3年間で一括償却したもの及びリース資産で取得価額20万円未満のもので、租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産申告の対象となります。（下図をご参照ください。）



### 〈参考2 リース資産について〉

リース資産は契約内容により、資産を貸している人が申告する場合と、資産を借りて事業に使用している人が申告する場合に分かれます。詳しくは下記のとおりです。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
<b>通常の賃貸借契約によるリース資産</b> 特徴:貸借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収される	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
<b>実際の売買に当たるようなリース契約の資産</b> 特徴:所有権留保付割賦販売等で、リース後に資産が使用者の所有物になるような場合など	× (申告不要)	○ (申告が必要)

※平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来通り（リース会社からの申告）となります。

### ＜参考3 業種別の主な償却資産＞

業 種	課税の対象となる主な償却資産の例示
共 通	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、複写機、タイムレコーダー、自動販売機、ブラインド、カーテン等、LAN設備、ファクシミリ、事務機・椅子、レジスター、テレビ、看板、ネオンサイン、パソコン、エアコン、内装・内部造作、駐車場設備等
喫茶・飲食業	テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、ジュークボックス、ステレオ、放送設備、タオル蒸器、冷蔵庫、厨房用具、製麺機、混合機、日よけ、カラオケ機器等
理容・美容業	理容・美容いす、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ビニール包装設備等
農 業	温室（ビニール製）、給排水設備、井戸、乗車して自走運転できる装置のない農業用耕作機械等、農耕作業用自動車（大型特殊自動車に限る）等 ※自動車税種別割、軽自動車税種別割（乗車して自走運転のできる装置の付いた最高速度35km/h未満の小型特殊自動車等）の対象は除く。
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、エックス線装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器、冷蔵庫、給食用厨房器具等
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫・冷凍機、陳列ケース、肉切機、挽肉機、ポンプ等
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、治具、取付工具、切削工具等
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、治具、取付工具、切削工具、受変電設備、動力配線等

### ＜参考4 償却資産とその耐用年数＞

(抜粋)

資産の種類	細 目	耐用年数	細 目	耐用年数	細 目	耐用年数			
1 構築物及び建物付属設備	構築物	アスファルト舗装	打込み井戸	10	広告用のもの	金属造	20		
		コンクリート路面・砂利道	工場緑化施設	7		その他	10		
		金属製へい	庭設	20		街 路 灯	10		
		ブロックべい	仮 設 建 物	7					
建物附属設備	可動間仕切り	簡易なもの	屋 外 消 火 栓	8	アーケード・日よけ設備	15			
		その他のもの	15	屋 外 給 排 水 設 備		15	冷暖房設備	冷 凍 機 の 出 力 が 22kw 以 下 の も の	13
2 機械及び装置	製 造	食料品製造業用設備	印刷業又はは	10	ゴム製品	9			
			印刷関連業用設備	10		製 造 業 用 設 備	9		
		織維工業用設備	化学工業用設備	8	窯業又は土石製品	9			
			7	金 属 製 品 製 造 用 設 備		10			
	業	プラスチック製品	製造業用設備	8	生産用機械器具	12			
			7	製 造 業 用 設 備		7			
		木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	輸送用機械器具	9	その他の製造業用設備	9			
			9	農 業 用 設 備		7			
	建設用	総合工事業用設備	6	その他の小売業用設備	8	洗濯業・理容業・美容業	又は浴場業用設備	13	
	宿泊業用設備	10	飲食店用設備	8	自動車整備業用設備		15		
3 船舶	モーターボート	4	ボート・ヨット	5	砂利採取船	10			
4 航空機	飛行機	10~5	ヘリコプター	5					
5 車両及び運搬具	フォークリフト（大型特殊）	4	グライダー	5					
6 器具及び備品	工 具	金測定又は検査工具	2	切 削 工 具	2	治 具 及 び 取 付 工 具	3		
		型	5						
	器 具 及 び 備 品	事務機・椅子	金属製	15	ワープロ・コピー機	5	看板・ネオンサイン	3	
			その他	8					レジスター・タイムレコーダー
		応接セット	接客業用	5	パソコン（サーバー用ものを除く）	4	その他	5	
		8	パソコン（その他のもの）	5			金 庫	手 ざ げ 金 庫	5
		陳列たな	冷凍機又は冷蔵機付	6	インターホン・放送用設備	6		理 ・ 美 容 機 器	その他
		6	その他	6	電話設備・通信機器	6	レ ン ト ゲ ン		移 動 式 ・ 救 急 医 療 用
		テレビ・ステレオ等音響機器	5	試験・測定機器	5	5		その他	6
		冷暖房用機器・エアコンなど	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5	写真製作機器	8	歯 科 診 療 用 ユ ニ ッ ト	7
電気冷蔵庫・洗濯機	6	自動販売機・両替機	5	5	焼 却 炉	5			
その他電気ガス機器	6								

※ 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令に基づくものです。

## 〈参考5 建築設備における家屋と償却資産の区分〉

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区別して評価しています。

家屋の所有者と異なる者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けた建物に付随する資産については、下表の区分にかかわらず、テナント入居者の償却資産として申告してください。

設備区分	家屋として取扱うもの	償却資産として取扱うもの
内 装	床・壁・天井仕上等	簡易間仕切り（本体が床と天井で固定され、建物と構造上一体となっているものを除く）等
電 気 設 備	電灯・コンセント配線、電話配線、非常通報装置、ナースコール設備、太陽光発電設備（屋根材一体型）等	受変電設備、自家発電設備、ネオンサイン、スポットライト、投光器、屋外照明設備、スピーカー、工場用動力配線、LAN設備、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）、中央監視装置一式（配線含む）等
給 排 水 設 備	屋内の給排水設備、中央式給湯設備等	屋外給排水設備（下水道接続工事も含む）、事業用給排水設備、局所式給湯器（湯沸器）等
衛 生 設 備	造り付けの調理台・流し台、トイレに設置された便器・手洗い等	業務用厨房設備、仮設トイレ等
空 調 設 備	天井埋込型のエアコン、換気扇、ベンチレーター等	ルームエアコン、ウィンドクーラー、扇風機、工業用送風装置等
運 搬 設 備	リフト（建物と一体となっているもの）、エレベーター、エスカレーター、気送管等	ベルトコンベアー、気送管設備の気送子、リフト（建物から独立しているもの）等
ガ ス 設 備	屋内配管、排気筒、ガスカラン（使用口）等	屋外供給本管、メーター、事業用ガス設備一式等
消 火 設 備	屋内に取り付けられた消火栓、スプリンクラー、ドレンチャー等	ホース、ノズル、手提式消火器、屋外の消火栓等
そ の 他	避雷設備、造り付けのカウンター等	看板、広告塔、門、塀、庭園、家具、ビニールハウス等

※家屋所有者が取り付けていた内装・建築設備を撤去し、テナント入居者が新たに内装・建築設備を取り付けた場合、家屋の評価を見直す場合がありますので、税務課家屋係までご連絡ください。

貸家住宅等における償却資産は9ページの参考図をご覧ください。

# 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の各欄の記載例

令和4年度から押印は不要になりました。マイナンバーを記入して下さい。(個人の場合は左側をI文字空ける)

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※ 所 有 者 コー ド 100000000

1234567890000

貸 材 加 工 業

昭和52年10月

劉谷花子

23-1111

愛知三郎

62-1205

受付印	令和6年1月19日	劉谷市長様
住所	〒448-8501 かりやとうようちやう1-1 劉谷市東陽町1丁目1番地 (電話 0566-23-1111)	
所有者	かりや たろう	
氏名	劉 谷 太 郎 (電話番号 劉 太 屋 )	
資産の種類	取得価額	償却額
1 構築物	前年中に取得したもの (円)	前年中に取得したもの (円)
2 機械及び装置	8000000	1000000
3 船舶		5000000
4 航空機		
5 車両及び運搬具	3600000	
6 工具、器具及び備品		9200000
7 合計	11600000	14355000
※市職員記入欄	資産の種類	評価額
区分	1 構築物	
処理	2 機械及び装置	
更正	3 船舶	
課税標準額	4 航空機	
土地家屋	5 車両及び運搬具	
支払方法	6 工具、器具及び備品	
	7 合計	

記入の必要はありません。ただし、企業等で電算処理による全資産申告される場合には記入してください。

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

「有」に該当する場合は、「増加償却の届出書」の写しを添付してください。

新規に取得した非課税に該当する資産については、別途添付する書類を添付してください。

新規に取得した課税標準の特例に該当する資産については、別途添付書類(8ページ参照)を提出してください。

償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記憶は認められておりません。(8ページ参照)

賃借している家屋に賃借人が取り付けた建物設備、内部造作等は、賃借人が償却資産として申告してください。

(2) その他、次の項目を記載してください。

- ・前年中に、所有者の住所・氏名又は名称、資産所在地等に異動があった場合には、異動年月、旧住所、氏名または名称等
- ・休業等した場合は、その内容及び休業等の年月・氏名
- ・納税管理人を定めている場合には、その者の住所・氏名
- ・参考となる事項(組織変更・商号変更等) 異動年月日
- ・課税標準の特例がある場合の適用条項

(1) 該当する項目を○印で囲んでください。

- ・増減なし…前回の申告以降に資産の異動がなかった場合
- ・該当資産なし…申告する資産がない場合
- ・廃業、解散、転出等…刈谷市内に資産が無くなった場合は、該当する項目を○で囲み、その年月を記載

# 種類別明細書(増加資産・全資産用)の各欄の記載例

## 種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和6年度	所 有 者 コ ー ド
1000000000	

資産の種類 番号	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 年 号	(イ) 取得価額	(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	価額	(ニ) 課税標準額		所有者名	1 枚のうち	
									課税標準額	コード		増 加 事 由	要 摘
01	2	00001000	1	平成6年2月	120000000	12					刈谷太郎	1	他工場へ 移転(R5-4)
02	2	00001001	1	平成6年3月	100000000	12					刈谷太郎	1	廃棄(R5-8)
03	2	00001002	1	平成6年3月	200000000	10					刈谷太郎	1	除却 (R5-10)
04	2	00001003	1	平成15年4月	300000000	10					刈谷太郎	1	
05	6	00001004	1	平成6年2月	60000000	5					刈谷太郎	1	
06	6	00001005	4	平成6年3月	30000000	6					刈谷太郎	1	
07	2		1	平成10年2月	250000000	10					刈谷太郎	1	他工場より 移転(R5-6)
08	2	記入不要	1	令和5年8月	200000000	10					刈谷太郎	1	
09	2		1	令和5年3月	500000000	10					刈谷太郎	1	
10	6		1	令和5年2月	55500000	6					刈谷太郎	1	
11											刈谷太郎	1	
12	1		1	平成30年6月	100000000	10					刈谷太郎	1	申告漏れ
13											刈谷太郎	1	
14											刈谷太郎	1	
15											刈谷太郎	1	
16											刈谷太郎	1	
17											刈谷太郎	1	
18											刈谷太郎	1	
小計					14355000						刈谷太郎	1	
小計					14355000						刈谷太郎	1	

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印を付けてください。

前年中に取得した資産、企業内移動資産、申告漏れ資産等を記入してください。増加資産がない場合は記入不要です。

### 1 資産の種類

- 構築物  
(建物付属設備・内装造作等を含む)
  - 機械及び装置
  - 船舶
  - 航空機
  - 車両及び運搬具
  - 工具、器具及び備品
- 対応する種類を記載してください。

### 2 資産の名称等

資産の名称を漢字、ひらがな、カタカナ及び英数字で20文字以内で記載してください。

### 3 取得年月

資産を実際に取得した年月を記載してください。

### 4 取得価額

償却資産を取得するために通常支出すべき引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費等を含めた金額を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、認められておりませんので、実際の取得価額を記載してください。

### 5 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第9まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。(3ページ参照)  
※中古資産については、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数になっている場合はその耐用年数を記載してください。

## 評価のしかた

取得時期、取得価額及び耐用年数を基に、資産ごとに以下の通り計算します。  
ただし、個々の資産について、取得価額の5%が最低限度額です。

### ◎前年中（令和5年中）に取得した資産

評価額＝取得額×減価残存率（前年中取得のもの）

### ◎前年前（令和4年以前）に取得した資産

評価額＝前年度評価額×減価残存率（前年前取得のもの）

### 減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	25	0.956	0.912
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	30	0.963	0.926
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	35	0.968	0.936
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	40	0.972	0.944
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	45	0.975	0.950
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	50	0.977	0.955
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	60	0.981	0.962

#### 〈計算例〉

取得価額…1,000,000円、取得年月…令和5年11月、耐用年数…3年

年度	評 価 額
令和6年度 (取得の翌年度)	1,000,000円 × 0.732 = 732,000円
令和7年度	732,000円 × 0.464 = 339,648円
令和8年度	339,648円 × 0.464 = 157,596円 (円未満切捨、以下同じ)
令和9年度	157,596円 × 0.464 = 73,124円
令和10年度	73,124円 × 0.464 = 33,929円 < 50,000円 ※令和10年度で算出額が取得価格(1,000,000円)の5%(50,000円)を下回るため、令和10年度以降は50,000円で評価されます。

〈主な課税標準の特例〉

(抜粋)

適用規定	資産の種類		適用期間	特例率	添付書類		
第15条 地方税法附則	第7項	低公害車燃料等供給施設 ※取得価額 5億円以上 (1/2) 1億5千万円以上 (5/6) (令和5年4月1日～令和7年3月31日取得分)	取得後 3年度分	1/2、 5/6	燃料電池自動車の普及促進に向けた 水素ステーション整備事業費補助金 に係る交付決定通知書 (写)		
	第25項	再生可能エネルギー (太陽光) 発電設備 ※1000kw未満 (2/3) 1000kw以上 (3/4) (令和2年4月1日～令和6年3月31日取得分)	取得後 3年度分	2/3、 3/4	再生可能エネルギー事業者支援事業 費補助金交付決定通知書 (写)		
	第45項	中小事業者等が中小企業 等経営強化法の規定に 従って取得した認定先端 設備等 (令和5年4月1日～ 令和7年3月31日取得分)	賃上げ表明 なし		取得後 3年度分	1/2	先端設備等導入計画書 (写) 当該計画の認定書 (写) 投資計画に関する確認書 (写)
			賃上げ 表明 あり	令和6年3月 末までの取 得分	取得後 5年度分	1/3	先端設備等導入計画書 (写) 当該計画の認定書 (写) 投資計画に関する確認書 (写) 従業員への賃上げ方針を表明したこ とを証する書面 (写)
	令和7年3月 末までの取 得分	取得後 4年度分					
旧第64条	中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定に 従って取得した認定先端設備等 (令和3年4月1日～令和5年3月31日取得分)		取得後 3年度分	0	先端設備等導入計画書 (写) 当該計画の認定書 (写) 工業会証明書 (写) 建築確認済証 (事業用家屋の場合)		

〈国税 (所得税・法人税など) との比較〉

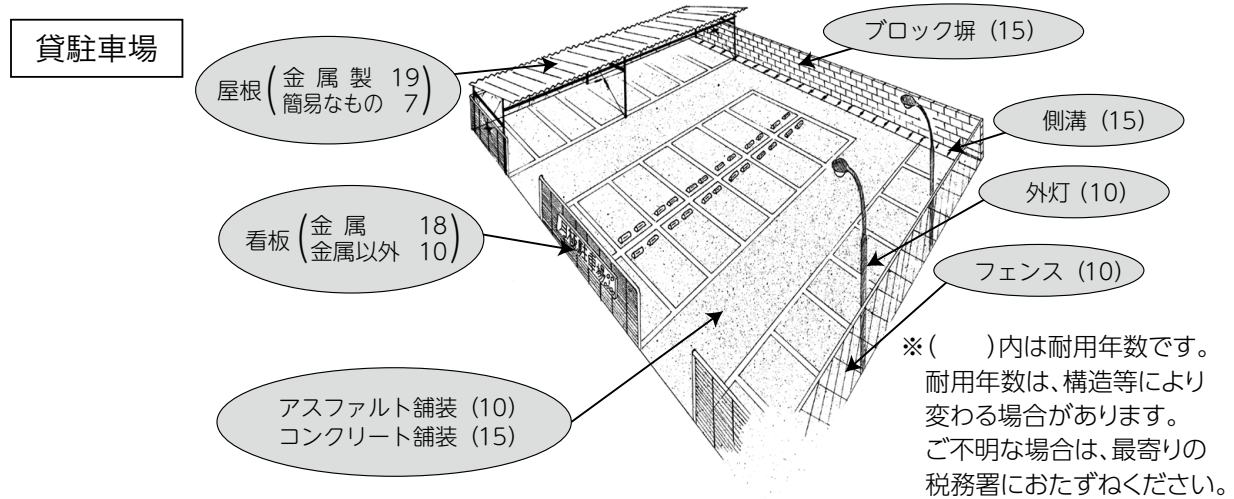
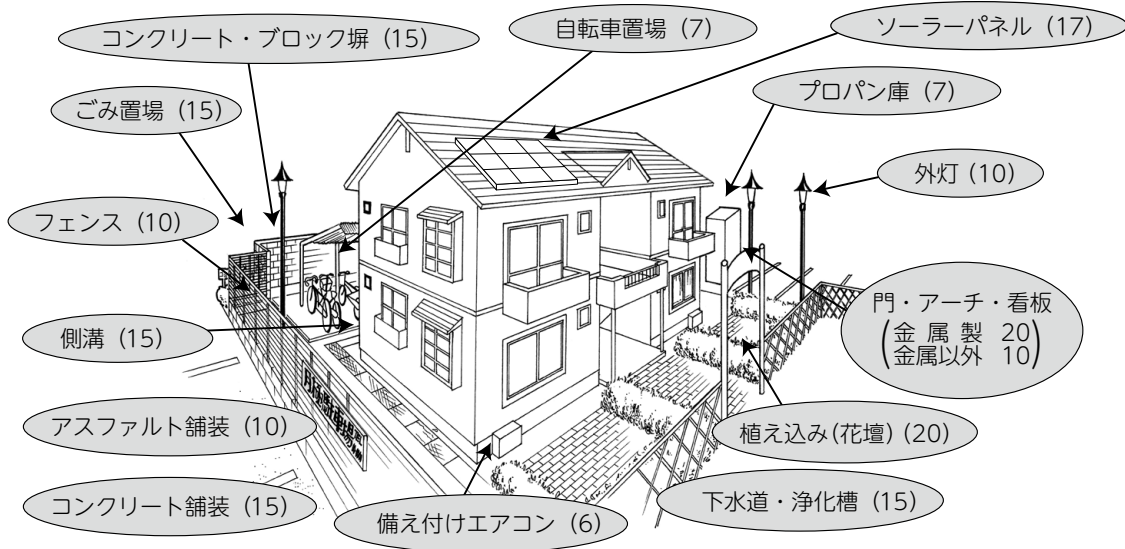
項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年 (賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	定額法・定率法 (ただし平成19年3月31日以前に取得し た資産は旧定額法・旧定率法を適用)
前年中の新規取得資産	半年償却 (1 / 2)	月割償却
圧縮記帳	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
増加償却 (所得税・法人税)	認められます。	認められます。
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額 (1円) まで
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価します。)	原則として、区分評価 (一部、合算評価も可)
一括償却	認められます。 (申告の必要はありません。)	認められます。
即時償却 (租税特別措置法)	認められません。 (申告してください。)	認められます。

※国税の取扱いの詳細については、税務署等におたずねください。



## 〈参考図 貸家住宅等における償却資産の例〉

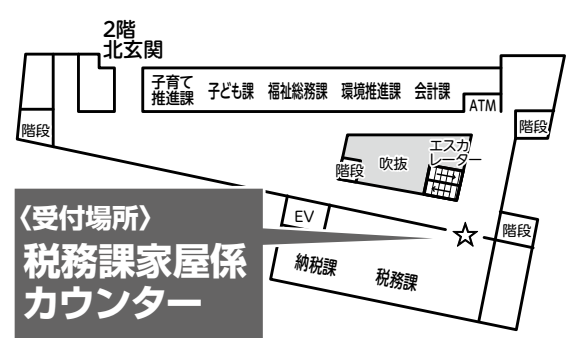
共同住宅 (家屋は別途課税されます。) ○ は申告の対象となります。



刈谷税務署 受付時間 8:30~17:00 (土・日曜日、祝日を除く) ☎0566-21-6211 (自動音声でのご案内になります)



## 受付場所平面図(刈谷市役所2階)



刈谷市役所 受付時間 8:30~17:15 (土・日曜日、祝日を除く) ☎0566-62-1008